様式第4号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

八頭町長

八頭町事業所内保育事業認可通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった（事業所内保育事業名）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により、下記の条件を付して認可します。

記

１．「八頭町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例」の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

２．「八頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準を定める条例」第50条にて準用された同条第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、事業所内保育事業に係る区分を設けること。

３．企業会計の基準による会計処理を行っている者は、２に定める区分ごとに、企業会計の基準による賃借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産およびその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

４．毎会計年度終了後３ヶ月以内に、次に掲げる書類に、事業所内保育を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア　前会計年度末における賃借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、町が必要と認める書類。

イ　企業会計の基準による会計処理を行っている者は、事業所内保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による賃借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書